

●香川県告示第103号

平成19年香川県告示第512号（港湾法の規定による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。  
平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
港湾名	区 域	物 件	港湾名	区 域	物 件
引田港、白鳥港、三本松港、津田港、志度港、牟礼港、直島港、宮浦港、大部港、家浦港、池田港、宇多津港、詫間港、仁尾港、観音寺港、豊浜港、高松港、土庄港、土庄東港、内海港、坂手港、 <u>丸亀港、多度津港</u>	略	略	引田港、白鳥港、三本松港、津田港、志度港、牟礼港、直島港、宮浦港、大部港、家浦港、池田港、宇多津港、詫間港、仁尾港、観音寺港、豊浜港、高松港、土庄港、土庄東港、内海港、坂手港	港湾区域並びに港湾隣接地域、臨港地区及び港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（港湾管理者が管理するものに限る。）	船舶、浮棧橋